

平成30年7月27日



飯山市農業委員会議事録

平成30年7月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会

平成30年7月27日



飯山市農業委員会議事録

平成30年7月農業委員会議事内容

日 時 平成30年7月27日（金） 午後3時00分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議 長 松永 晋一 農業委員長

議事録署名委員 議席番号10番 増山 正一 委員
議席番号12番 服部 彰夫 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について



飯山市農業委員会議事録

別 紙

出欠		氏 名	備 考
	1		
出席	2	小野沢 純夫	
出席	3	石澤 與一郎	
出席	4	沼田 浩子	
	5		
出席	6	酒井 智恵子	
出席	7	荻原 育夫	
出席	8	大口 今朝志	
出席	9	小嶋 秀典	
出席	10	増山 正一	
出席	11	小林 喜代春	
出席	12	服部 彰夫	
出席	13	佐藤 弘子	
出席	14	渡邊 照一郎	
出席	15	渡邊 敬一	
出席	16	丸山 和義	
出席	17	今井 寛	
出席	18	月岡 信一	
出席	19	松永 晋一	



飯山市農業委員会議事録

事務局	これより7月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いします。
会長	たいへんお暑い中ご苦労さまでございます。かつてない早い梅雨明けその後いったん大雨があったわけでございます。その後高温の状態が続いておりまして、かつてない記録的な暑さが続いているという事でございます。作物の方も水不足でございまして、一部水稻でも水不足でございまして、野菜等も日焼けあるいは生育遅延、曲り等の障害が発生しているという事でございます。人間の努力はいくらしても知れたものがございまして、できるだけ努力してこの被害が最小限になるように努力をお願いしたいと思います。 過日、西日本の豪雨災害につきましては、農水産業にかつてない被害をもたらしたということで、農業再開も懸念されるわけでございます。亡くなられた方々につきましては、哀悼の意を表したいと思います。また全国農業会議所の方でも皆さんに災害見舞金を決められたようでございますが、新委員の皆さんにご協力いただきたいと思います。 去る17日ですが、欧州連合との経済連携協定について政府が署名をしました。これが発効しますと、世界の国内生産の約3割、貿易総額約4割が該当する巨大な経済圏が誕生するというわけでございます。農林水産物につきましても82%の品目において関税が撤廃されると、チーズなどにつきましてはTPPを上回る率で譲歩したとなっています。政府はTPPと共にこの協定を来年早々に一緒に発効しようということで、きのうの臨時国会で承認案を提案されたということであります。それぞれ大変影響が大きいという事の中で、生産現場では不安とか懸念が深くあるわけですが、これにしっかりと答えるような真剣な論議を期待したいと思っております。 旧体制の中で業務を遂行してきたわけですが、今日が任期最後の総会という事になります。8月1日から新制度のもとに新しい農業委員会が発足するという事でございます。この3年間それぞれ農業政策の改革というような名のもとに強引な変更を強いられてきたということでございまして、農業委員会に対しても義務的な業務が増えたという事でご苦労いただいたわけでございます。今までのご協力に感謝を申し上げ、引き続きやっていただける方、退任される方それぞれの立場で地域の農業の発展にご尽力いただけますようお願いいたします。
事務局	【事務局より資料をもとに経過報告】
議長	議事録署名人の指名はこちらで指名させていただきます。 議席番号10番 増山 正一 委員 議席番号12番 服部 彰夫 委員 それでは農地議案審議に入ります。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第1号 所有権移転 No.11～No.15 議案書をもとに朗読】



飯山市農業委員会議事録

議長	農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
3 番	No.11 の譲渡人は3年くらい前に前所有者の方から取得したんですが、飯山の冬を越せないという事で、今回元々住所のありました〇〇県〇〇市の方へ引っ越しされました。農地は現状荒れておりますが、全くできないというわけではないでしょう。譲受人は〇〇地区出身の方で規模拡大していくという目的で、農業をやって行くということです。問題ないと思います。
11 番	No.12 の譲渡人は、〇〇地区から出られてだいぶ久しいんですが、譲受人がずっと維持管理されています。今回売買の話がまとまって、屋敷まわりなので、来年から自家用野菜を作りたいということなので、よろしくお願いします。
7 番	No.13 の譲渡人は一人暮らしになってしまって、農作業はやっていたんですけど、高齢的にも手が回らなくなってきた、今回話がまとまったということで、妥当だと思います。
6 番	No.14 の譲渡人にお話を伺ったんですけども、4年前に住宅と農地を購入したんですけども、事情があって売ることになったということです。譲受人のことは、仲介人が入っているので分からないということでしたが、〇〇村で農業をやっている方ようです。
11 番	No.15 の譲渡人が転出してからずっと空き家になっていて、屋敷まわりの畑は不動産屋さんが草が生えないように管理していました。譲受人にはまだ会ったことはないんですけど、住宅を買って隣接する農地なので、移住して耕作するという事なのでよろしくお願いします。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可するという事で、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可することに決定します。 続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局よ



飯山市農業委員会議事録

事務局	り説明をお願いします。
議長	【議案第2号 No.5～No.6 議案書をもとに朗読】 説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
18番	No.5は〇〇線沿いの〇〇の団地の中の一角で、第3種農地ということで全く問題ないと思います。
10番	No.6は車庫が建っているすぐ横に家を建てたいということです。特に問題ないと思います。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	では、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案の通り許可相当として県知事に意見を送付します。 続いて、議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。
事務局	【議案第3号 No.243～No.265 議案書をもとに朗読】 【議案第3号 所有権移転 No.266～No.268 議案書をもとに朗読】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	無いようですので、それでは議案第3号農用地利用集積計画の決定について農業委員会は決定するということで、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、議案第3号農用地利用集積の決定について農業委員会は決定する。

平成30年7月27日



飯山市農業委員会議事録

議長	続いての報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理については報告事項ですので、各自確認をお願いします。 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし) 特別ご意見無いようですので、これをもちまして農地議案審議を終了します。
----	--

平成30年7月27日



飯山市農業委員会議事録

議事録署名人

議 長 松永 晋一

議席番号10番 増山 正一

議席番号12番 服部 彰夫